

給水装置工事に伴う給水材料の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路部分に給水管を縦断埋設する給水装置工事申込者に対して、豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が、その使用する給水材料の一部を支給することにより、輻輳する給水管の統合整備及び一路線一配管の実現を図ること、並びに直結式給水の普及促進に寄与すること等を目的とする。

(対象)

第2条 給水材料の支給は、給水装置工事申込書の提出のあったものに適用し、次の各号を対象とする。

- (1) 配水管の未整備路線に給水管を縦断敷設するもの
- (2) 輻輳する給水管が縦断敷設されている路線に給水管を縦断敷設するもの
- (3) 直結式給水への切替え工事のために給水管を縦断埋設するもの
- (4) 配水管上で給水引込管の分岐位置の付近に仕切弁を設置するもの
- (5) 管理者が特に必要と認めるもの

(必要書類)

第3条 給水装置工事申込書に添付する書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 寄贈届
- (2) 私道に給水管を縦断敷設する場合は土地使用承諾書
- (3) その他、管理者が必要とする書類

(支給材料)

第4条 支給する材料は次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第3号の場合は、必要に応じて次のものを支給する。
 - ア. 配水管からの分岐部に使用する給水材料
 - イ. 道路部分の給水主管敷設に使用する給水材料
 - ウ. 道路部分の給水管の統合整備に使用する給水材料
 - エ. ア～イの施工で使用する付属材料
- (2) 第2条第4号の場合は、次のものを支給する。
 - ア. 仕切弁の設置に使用する給水材料
 - イ. アの施工で使用する付属材料

(寄贈)

第5条 寄贈の届出に基づき、給水装置工事のしゅん工検査合格後、道路部分の給水主管及びこれに付随する弁・栓類は管理者が寄贈を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日以降に給水装置工事の申込みがあったものに適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。